

- 第2号。以下「規則」という。) 第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
須坂市大字須坂1332
長野県立須坂病院 事務局総務係
電話 026(246)5511
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成16年8月25日 午後2時30分
イ 場所 長野県立須坂病院 北棟4階会議室
 - (3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成16年8月24日 午後5時(必着)
イ 場所 須坂市大字須坂1332(郵便番号 382-0091)
長野県立須坂病院 事務局総務係
 - (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (7) 契約書作成の要否
必要です。
 - (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は入札説明書及び仕様書のとおりです。

医務課県立病院室

正 誤

平成16年7月26日付け長野県告示第453号「事務処理規則に基づく平成16年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等の指定」中

ページ	行(箇所)	誤	正
1	左上から7	7月	6月

人事活性化チーム

平成16年6月3日付け長野県告示第373号「建設企業合併・連携推進支援補助金交付要綱」中

ページ	行(箇所)	誤	正
4	右上から6	(3)	(4)
11	下から1		

誤

補助事業実施状況一覧(様式第9号)、合併又は連携の実現に向けた計画

正

補助事業実施状況一覧(様式第8号)

監理課